

みなとかまいし地区会議規約

(名称)

第1条 この会議は、「みなとかまいし地区会議」と称する。

(目的)

第2条 この会議は、住みよく誇りの持てるまちづくりのため、地域と行政が一体となって地域の課題、問題を考え、解決策を生み出し、協力して実行すること、また、未来の郷土を担う人材を見出し、育成し、まちの活力にすることを目的とする。

(事業)

第3条 この会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住みよいまちづくりに関する具体的な行動を考え、実践していくこと。
- (2) 地域の課題を集約し、課題解決策を考え、協力して課題解決を実現すること。
- (3) これからのまちづくりを担う人材を見出し、育成し、その力を存分に発揮させるようにすること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

(構成員)

第4条 この会議は、釜石地区生活応援センターの所管する地域の居住者及び関係者のうち、次の者で構成する。

- (1) 町内会の代表者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 運営委員会が審議し、議長が指名した者

(組織)

第5条 この会議の組織は、地区会議及び運営委員会、そして地区内を4ブロックに分けたブロック会議とする。

(役員)

第6条 この会議に次の役員を置く。

議長1名、副議長1名、常議員若干名、運営委員若干名、監事2名、顧問若干名及び事務局長1名。

(役員を選出)

第7条 議長、副議長、常議員及び監事は、運営委員の互選とする。

- 2 運営委員は、構成員のうち次の者とする。
 - (1) ブロック会議のブロック長及び副ブロック長
 - (2) 釜石市商店街振興組合協議会代表
 - (3) 東釜石地区民生児童委員協議会代表
 - (4) 南釜石地区民生児童委員協議会代表
 - (5) 釜石地区行政連絡員協議会代表
 - (6) その他運営委員会の議決を経て議長が指名した者
- 3 顧問は、運営委員会が推薦し、議長が指名した者。
- 4 事務局長は、釜石地区生活応援センター所長とする。

(役員の仕事)

第8条 議長は、この会議を代表し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、必要に応じて議長を代行する。
- 3 常議員は、執行部の運営に参画する。
- 4 運営委員は、議長、副議長及び常議員とともに、この会議の運営について協議する。
- 5 事務局長は、この会議の事務を行い、議事を記録する。
- 6 監事は、この会議の監査を行う。

7 顧問は、会議を補佐し、指導する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、途中退任者がある場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 この会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 この会議のテーマは、ブロック会議や行政から提案されたものをこの会議に諮り審議を決定する。

3 この会議は構成員の過半数の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意により決定する。なお、可否同数のときは議長の決するところによる。

(ブロック会議)

第11条 この会議が円滑に運営できるようにするため、地区内を4つに分けたブロック会議を置く。なお、ブロック会議を構成する地区は下記のとおりとする。

ブロック名	地区名
浜町・東前ブロック	新浜町、東前町、魚河岸、浜町、港町
只越・大只越ブロック	只越町、天神町、大只越町
大町・大渡ブロック	大町、大渡町、鈴子町、駒木町
松原・嬉石ブロック	松原町、嬉石町、大平町

2 ブロック会議にはブロック長及び副ブロック長を置く。ブロック長及び副ブロック長は、そのブロックの構成員の互選とする。

3 ブロック長及び副ブロック長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 ブロック会議の構成員は、この会議の構成員の他、ブロック長及び副ブロック長が協議の上、指名した者とする。

5 ブロック会議の事業は、この会議の目的達成に資する内容のものとする。

6 ブロック会議は、必要に応じてブロック長が招集する。

(規約の改廃等)

第12条 この規約の改廃は、運営委員の三分の二以上が出席した運営委員会において審議し、出席委員の三分の二以上の同意で決することとする。

2 この規約に定めのない事項については、議長が運営委員会に諮って決する。

(事業年度)

第13条 この会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 この会議の経費は、市からの交付金その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第14条 この会議の事務局は、釜石地区生活応援センター内に置く。

2 この会議の事務局員は、釜石地区生活応援センター職員及び釜石地区の地域会議担当職員とする。

附 則

この規約は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月25日から施行する。